

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（目黒区決定）都市計画（原案）

令和〇年〇月〇日

都市計画自由が丘東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す

名 称		自由が丘東地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.9ha			
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線道路	都市計画道路補助第46号線	幅員約 10m〔20m〕、延長約110m	拡幅
		区画道路	区画道路 1 号（都道426号線）	幅員約 4m〔8m〕、延長約30m	既設
			区画道路 2 号（区道H99, 101号線）	幅員約 6m〔6m〕、延長約80m	拡幅
		特殊街路	特殊街路（区道H102号線）	幅員約 4m〔4m〕、延長約70m	駅前広場と接続する既設道路も含めて自転車歩行者又は歩行者専用道路として起点から終点まで一体的に再整備
	広場		多目的広場	約250㎡	新設
建築物の整備		建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度
		約4,700㎡	約62,000㎡ [約44,200㎡]	商業・業務、住宅、駐車場	95m
建築敷地の整備 に関する計画		建築敷地面積	整 備 計 画		
		約6,800㎡	・道路境界線から建物を後退させ、歩道状空地と広場空間を確保する。 ・東急東横線鉄道用地から建物を後退させ、広場空間を確保する。		
住宅建設の目標			戸 数	面 積	備 考
			250	＊ ＊	
備 考			地区計画及び高度利用地区の区域内にあり		

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由：目黒区の広域生活拠点として、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、基盤整備と安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を都市計画決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

自由が丘東地区第一種市街地再開発事業 位置図

〔目黒区決定〕

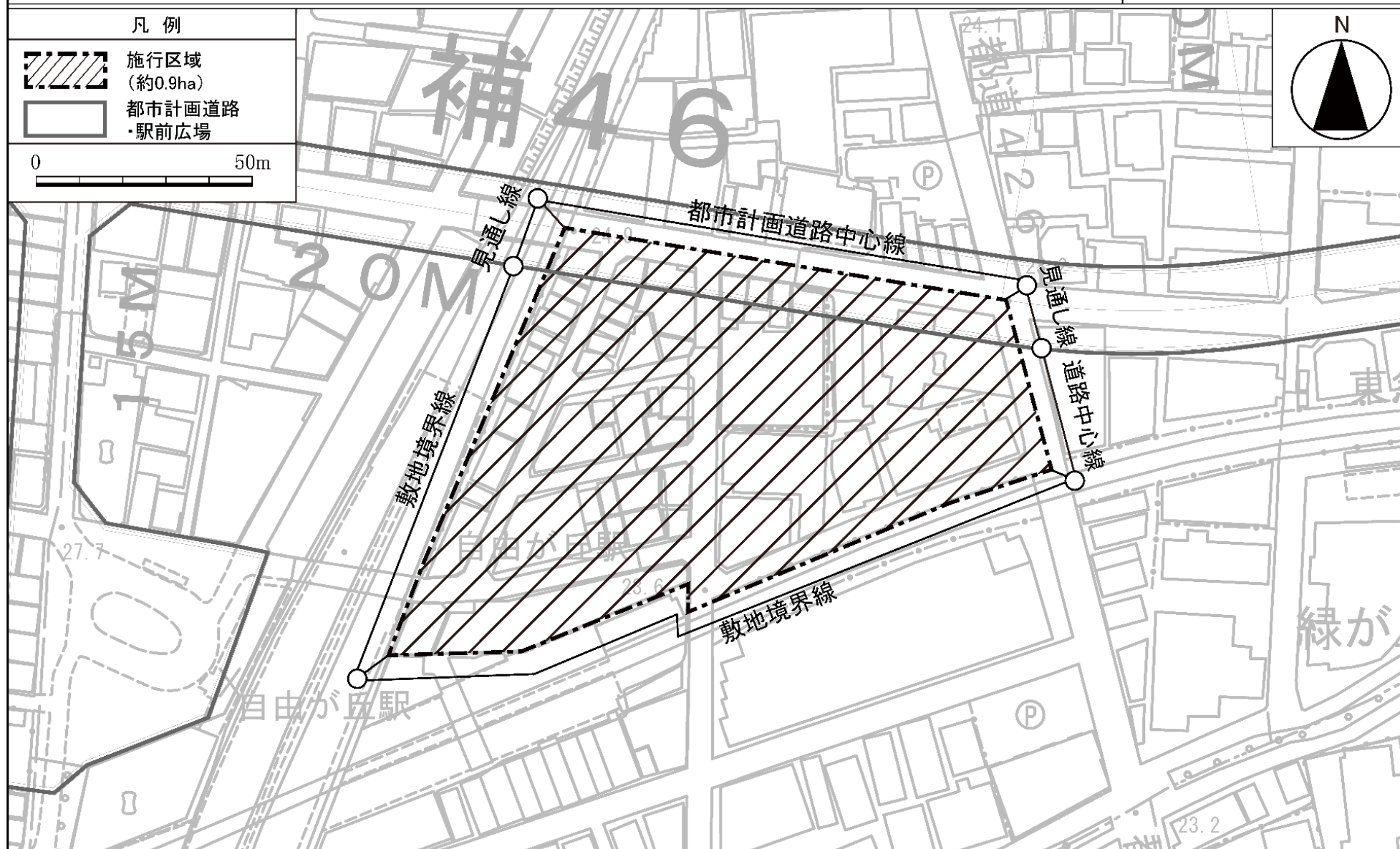


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K110-1 号)、令和 6 年 6 月 6 日 / (承認番号) 6 都市基街都第 81 号、令和 6 年 5 月 30 日 / 無断複製を禁ず。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

自由が丘東地区第一種市街地再開発事業 計画図1(施行区域図)

〔目黒区決定〕

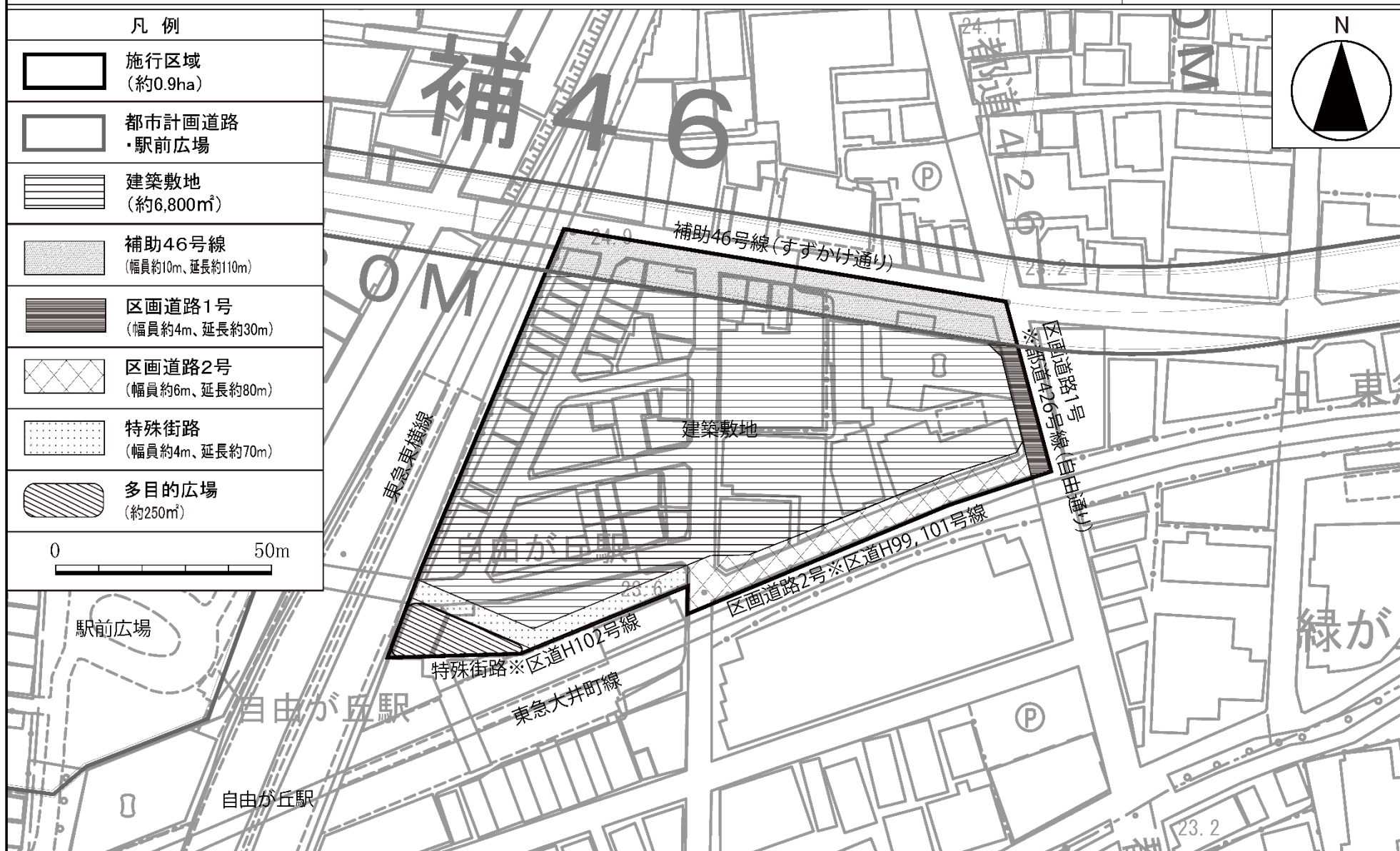


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K110-1 号)、令和 6 年 6 月 6 日 / (承認番号) 6 都市基街都第 81 号、令和 6 年 5 月 30 日 / 無断複製を禁ず。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

自由が丘地区第一種市街地再開発事業 計画図2(公共施設の配置及び街区の配置図)

〔目黒区決定〕

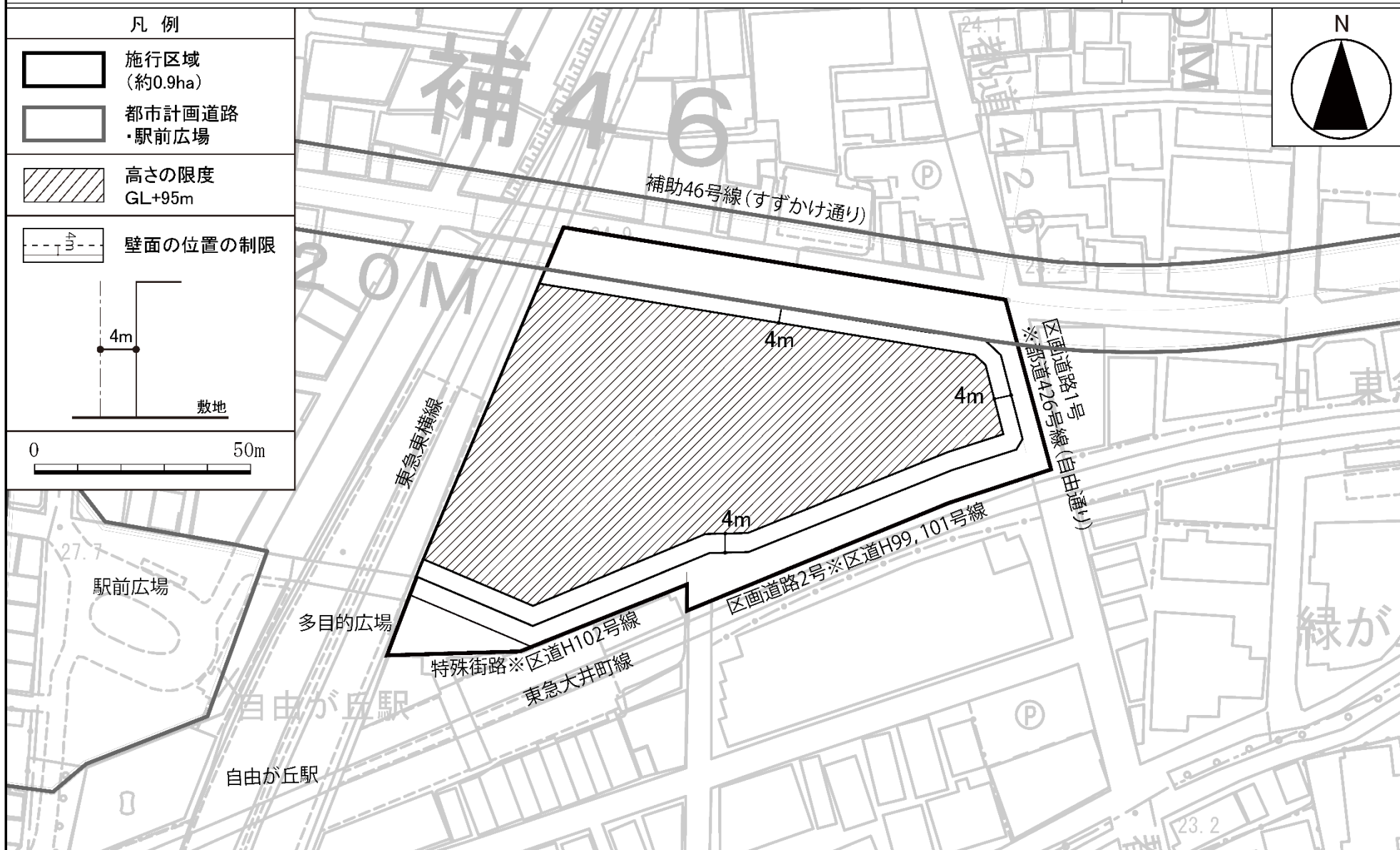


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K110-1 号)、令和 6 年 6 月 6 日／(承認番号) 6 都市基街都第 81 号、令和 6 年 5 月 30 日／無断複製を禁ず。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

自由が丘東地区第一種市街地再開発事業 計画図3（建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限）

〔目黒区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 06-K110-1 号)、令和 6 年 6 月 6 日 / (承認番号) 6 都市基街都第 81 号、令和 6 年 5 月 30 日 / 無断複製を禁ず。